三　消費者庁の所掌事務に係る消費者の利益の擁護及び増進に資する情報の事業者に対する提供に関する企画及び立案並びに推進に関すること。

四　物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附　則

この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

国家公務員法等の一部を改正する法律附則第三条第二項の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十九号

国家公務員法等の一部を改正する法律附則第三条第二項の政令で定める日を定める政令

内閣は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）附則第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員法等の一部を改正する法律附則第三条第二項の政令で定める日は、平成二十六年六月二十九日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十号

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条の二を削る。

附　則

この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十一号

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年七月一日とする。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一
内閣総理大臣　安倍　晋三

建築基準法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百三十二号

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十六条、第五十二条第六項、第八十六条の七第一項、第九十七条の六並びに別表第二(と)項第四号、(り)項第四号及び(ぬ)項第二号（同法第八十七条第二項又は第三項において同法第四十八条第七項、第九項及び第十項の規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号イ中「第百三十五条の十八」を「第百三十五条の十九」に改め、同項第七号中「敷げた」を「敷桁」に改める。

第二十三条に次の一項を加える。

4　第一項の規定は、同項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる階段については、適用しない。

第百十二条第一項中「、床面積」を「、床面積の合計」に改め、「の合計」を削り、同条第二項中「間仕切壁」の下に「（自動スプリンクラー設備等設置部分（床面積が二百平方メートル以下の階又は床面積二百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けたものをいう。第百十四条第二項において同じ。）その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）」を加える。

第百十四条第二項中「間仕切壁」の下に「（自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）」を加える。